

第67回移動法律相談開催趣旨書

私ども同志社大学法学研究会では、その活動の一環として毎年1回、大学の夏季休暇期間を利用して、京都市以外の都市で移動法律相談を開催してきました。これは、市民の方々を対象とした、無料法律相談でございます。来年につきましては、移動法律相談に参加する生徒に法曹志望が多く、予備試験の短答試験が7月に変更になることを鑑み、5月に開催を予定しております。

この法律相談会の開催の主眼は、「学生が市民の方々に寄り添い、お話をお伺いすることによって、その法律問題に対する解決策を提案させていただくこと」であります。さまざまな法律問題を抱えて悩んでおられる、市民の方々一人一人のお役に立つために、私どもは普段から法学の研究に励んでおります。無料法律相談会の開催は、市民の方々にとって手軽な法律相談の場を提供させていただくという目的、並びに法学の研究の延長線上にあり、机上の法律理論のみでは語ることはできない、実際の法律問題に学生が触れ、より一層法律への理解を深めるという目的がございます。もっとも、「学生」の身分である私どもが、法律相談において、弁護士の先生方が提示される解決策と同等の質のものを市民の方々に必ず提案することが可能であるかと言われれば、それは不可能であります。そのために、私どもは「学生にしかできない法律相談」をこの法律相談会の開催において目指しております。具体的には、法律相談において時間制限を設けず、市民の方々がご自分で納得されるまで学生がお話をお伺いすることや、法律相談において法律問題の外側の部分についても、学生が市民の方々に寄り添うことで、胸に抱いておられる不安感が少しでも取り除かれる解決策の提案を目指していることが挙げられます。長年の伝統を誇るこの活動も今回で67回を数えることとなりました。会員一同、さらなる飛躍を目指す意気に満ち溢れております。つきましては、なにぶん微力な私どもでございますので、開催に当たりまして皆様方の深い御理解と多大な御支援、御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

同志社大学法学研究会
第67回移動法律相談実行委員会
委員長 高岡 茉愛